

令和7年度 ダイジェスト版

鶴岡市立京田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの解消 ※少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

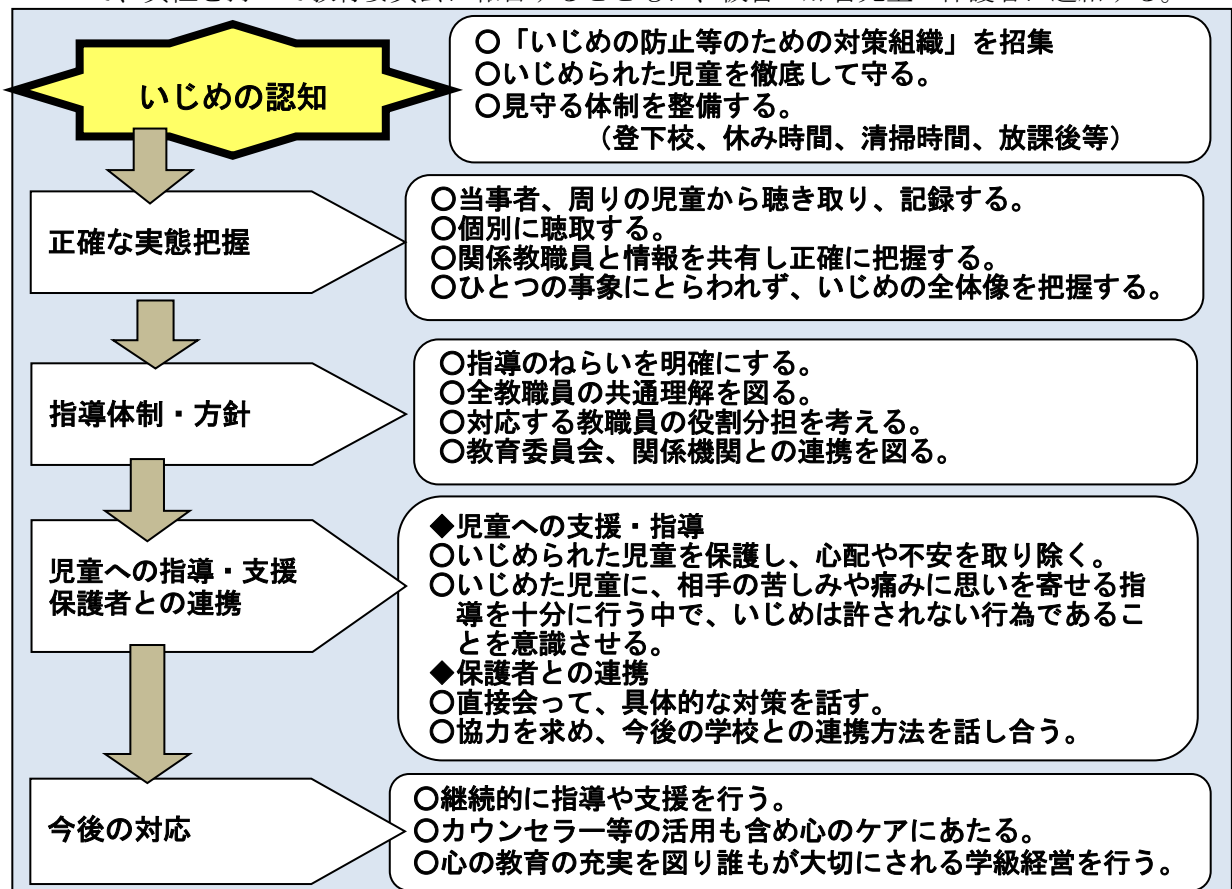
被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3か月以上）。

②「被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

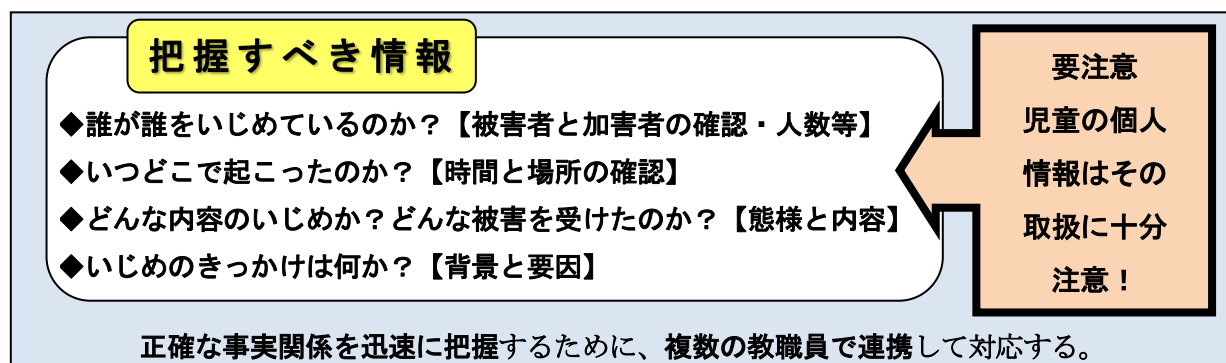
被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

3 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。



4 情報の把握について



5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童（生徒）等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切に連携する。
- ④調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑦保護者からの申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

6 京田小いじめ関連組織

(1) 「京田小いじめ防止対策委員会」

※校内において、日頃からいじめ問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織

【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、その他関係職員と、場合によっては、地域住民や保護者からなる外部関係者（PTA代表等）を加えて組織する。
外部関係者の人選は学校裁量とする。

(2) 「京田小学校いじめ防止対応委員会」

※校長又は教育委員会が、重大事態が発生したものと判断した場合に、問題対応、調整に当たる組織

【構成員】「京田小いじめ防止対策委員会」の構成員に加え、学校と教育委員会が協議し、市対応委員会より人員の派遣を受け設置する。

- ◆京田小学校いじめ防止基本方針全文（PDFファイル）は、本校ホームページ内に掲載しております。
- ◆お子さんに関わって、いじめが疑われる情報がありましたら、学校までお知らせください。